

地域インフラ群再生戦略マネジメント
宇陀市・曽爾村・御杖村・東吉野村における
橋梁の包括的民間委託

業務要求水準書

令和8年4月

宇陀市

－ 目 次 －

1.	総則	- 1 -
(1)	業務要求水準書の位置づけ	- 1 -
(2)	対象業務	- 1 -
(3)	対象施設の概要	- 1 -
(4)	履行期限	- 1 -
(5)	遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等	- 1 -
(6)	安全対策	- 2 -
(7)	資機材等	- 2 -
(8)	貸与資料	- 2 -
(9)	連絡系統	- 2 -
(10)	業務要求水準書に記載のない事項への対応	- 3 -
2.	共通業務	- 4 -
(1)	業務目的	- 4 -
(2)	管理技術者の配置	- 4 -
(3)	業務責任者及び照査技術者の配置	- 4 -
(4)	業務計画書の作成・業務報告	- 5 -
(5)	電子データの納品	- 6 -
(6)	事業計画の把握及び更新支援	- 6 -
(7)	事業工程計画の提案及び進捗管理	- 6 -
(8)	定例会議の開催	- 7 -
(9)	情報管理	- 7 -
(10)	新技術の提案	- 7 -
3.	計画更新業務	- 8 -
(1)	業務目的	- 8 -
(2)	対象橋梁	- 8 -
(3)	業務計画	- 8 -
(4)	過年度点検結果の精査、整理及び健全度算出	- 8 -
(5)	各橋梁の劣化予測の更新	- 8 -
(6)	対策工法及び概算工事費の算出	- 8 -
(7)	長寿命化修繕計画の更新	- 8 -
(8)	公表資料作成	- 9 -
(9)	長寿命化システムデータベースの更新	- 9 -
(10)	報告書作成	- 9 -
(11)	打合せ協議	- 9 -
(12)	成果品の提出	- 9 -
(13)	その他の留意事項について	- 10 -
4.	橋梁定期点検業務	- 11 -
(1)	業務目的	- 11 -
(2)	対象橋梁	- 11 -
(3)	計画準備	- 11 -
(4)	現地踏査	- 12 -
(5)	関係機関との協議資料作成	- 12 -
(6)	現地点検	- 12 -
(7)	健全性の診断	- 13 -

(8)	点検調書作成.....	- 13 -
(9)	報告書作成.....	- 13 -
(10)	打合せ協議.....	- 13 -
(11)	成果品の提出.....	- 13 -
5.	補修設計業務.....	- 14 -
(1)	業務目的.....	- 14 -
(2)	対象橋梁.....	- 14 -
(3)	前提条件.....	- 14 -
(4)	計画準備.....	- 14 -
(5)	形状寸法調査及び形状寸法図作成.....	- 15 -
(6)	現地調査.....	- 15 -
(7)	調査結果の整理・分析.....	- 15 -
(8)	補修設計の対象部材・損傷の抽出.....	- 16 -
(9)	補修設計.....	- 16 -
(10)	設計協議.....	- 18 -
(11)	報告書作成.....	- 18 -
(12)	照査.....	- 18 -
(13)	成果品の提出.....	- 19 -
6.	発注者支援業務.....	- 20 -
(1)	業務目的.....	- 20 -
(2)	対象橋梁.....	- 20 -
(3)	契約関係図書の作成支援.....	- 20 -
(4)	仕様書作成業務.....	- 20 -
(5)	打合せ協議.....	- 21 -
(6)	成果品の提出.....	- 21 -
7.	施工監理業務.....	- 22 -
(1)	業務目的.....	- 22 -
(2)	対象橋梁.....	- 22 -
(3)	業務実施体制.....	- 22 -
(4)	契約関係図書の内容把握.....	- 22 -
(5)	工事の内容・工程の把握及び進捗管理.....	- 22 -
(6)	事前調査.....	- 23 -
(7)	施工計画書の内容把握.....	- 23 -
(8)	契約関係図書に基づく指示、承諾等.....	- 23 -
(9)	工事施工状況の把握及び確認.....	- 23 -
(10)	工事施工の立会、指定材料の確認等.....	- 23 -
(11)	設計変更の検討.....	- 24 -
(12)	工事関係者に関する措置要求.....	- 24 -
(13)	工事間の調整.....	- 24 -
(14)	検査書類、竣工図書、竣工図面の確認.....	- 24 -
(15)	発注者検査（完成、部分払、中間技術検査）.....	- 24 -
(16)	関係者調整.....	- 24 -
(17)	打合せ協議.....	- 24 -
(18)	施工監理業務記録及び施工監理業務報告書の作成.....	- 24 -
(19)	施工監理業務の対象工事が履行期限内に完了しない場合の措置.....	- 25 -

【別紙1】 橋梁定期点検業務 対象橋梁一覧

【別紙2】 補修設計業務 対象橋梁一覧

【別紙3】 発注者支援・施工監理業務 対象橋梁一覧

【別紙4】 対象橋梁位置図

点検業務（宇陀市①）

点検業務（宇陀市②）

点検業務（曾爾村、御杖村）

点検業務（東吉野村）

補修設計業務

発注者支援・施工監理業務

用語の定義

用語	定義
1市3村	宇陀市及び曾爾村・御杖村・東吉野村の総称をいう。
本業務	地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託をいう。
実施	対象項目について、委託者を代行する立場で実施し、結果を書面により知らせることをいう。
業務受託者	地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託を実施する民間事業者をいう。
応募者	地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託に参加する民間事業者をいう。
委託必携	土木設計業務等委託必携（奈良県 県土マネジメント部）をいう。
共通仕様書	土木設計業務等共通仕様書（奈良県 県土マネジメント部）をいう。
支援	対象項目に関して、実行の準備、書面の作成等の補助を行うことをいう。
報告（施工監理業務）	工事に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
提案（施工監理業務）	工事について判断が必要な事項に関して、自らの考えを書面をもって示すことをいう。
契約関係図書	1市3村が行う工事の契約に関わる入札公告、入札説明書（又は募集要項）、特記仕様書、事業者選定基準、提案様式集等から構成される図書をいう。
工事請負者	施工監理業務の対象となる工事の実施に関し、工事発注者である1市3村と請負契約を締結した法人等である工事請負者をいう。

1. 総則

(1) 業務要求水準書の位置づけ

本業務要求水準書は、宇陀市及び曾爾村・御杖村・東吉野村（以下「1市3村」という。）が「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託（以下「本業務」という。）」を実施する民間事業者（以下「業務受託者」という。）を公募により選定するにあたり、本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）に対して交付するプロポーザル実施要項と一体のものとして、本業務に関する事項を示すものである。

なお、本業務要求水準書及び企画提案書（本業務要求水準書に規定される業務水準より望ましい水準を定めている場合に限る。）は、土木設計業務等委託契約書第1条第1項に定める「設計図書」の一部となる。

(2) 対象業務

本業務の対象は以下に示す業務とする。

- ア 共通業務
- イ 計画更新業務
- ウ 橋梁定期点検業務
- エ 補修設計業務
- オ 発注者支援業務
- カ 施工監理業務

(3) 対象施設の概要

計画更新業務 1,011 橋
橋梁定期点検業務 609 橋（「【別紙1】橋梁定期点検業務 対象橋梁一覧」のとおり）
補修設計業務 225 橋（「【別紙2】補修設計業務 対象橋梁一覧」のとおり）
発注者支援業務・施工監理業務 30 橋
（「【別紙3】発注者支援・施工監理業務 対象橋梁一覧」のとおり）

(4) 履行期限

契約締結日から令和11年3月31日までとする。

なお、施工監理業務の対象となる工事が本業務の履行期限内に完了しない場合は、1市3村と業務受託者による協議のもと、本業務の変更等により施工監理業務を継続することができるものとする。

(5) 遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等

本業務の履行にあたっては、本業務要求水準書によるほか、「土木設計業務等委託必携（奈良県 県土マネジメント部）」（以下「委託必携」という。）、「土木設計業務等共通仕様書（奈良県 県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事数量算出要領（国土交通省）」（以下「数量算出要領」という。）によるものとする。また、上記に加え、各業務の内容に応じて下記及びその他に必要な関連する各法令、要綱・各種基準等を遵守することとし、いずれも最新版を使用すること。

- ① 道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ(日本道路協会)
- ② 道路橋補修・補強事例集(日本道路協会)
- ③ 道路橋補修便覧(日本道路協会)
- ④ 奈良県道路橋定期点検要領(案) (以下、「点検要領」とする。)
- ⑤ 舗装設計便覧(日本道路協会)
- ⑥ 道路橋床版防水便覧(日本道路協会)
- ⑦ 道路橋支承便覧(日本道路協会)
- ⑧ 防護柵の設置基準・同解説(日本道路協会)
- ⑨ 車両用防護柵標準仕様・同解説(日本道路協会)
- ⑩ 鋼道路橋塗装・防食便覧(日本道路協会)
- ⑪ 既設橋の耐震補強設計に関する技術資料(国土技術政策総合研究所)
- ⑫ 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱(国道国防第215号 国道地環第43号)
- ⑬ 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度の運用について(国道国防第40号 国道地環第6号)
- ⑭ 宇陀市公共施設等総合管理計画
- ⑮ 曾爾村公共施設等総合管理計画
- ⑯ 御杖村公共施設等総合管理計画
- ⑰ 東吉野村公共施設等総合管理計画
- ⑱ その他、1市3村の指示するもの

(6) 安全対策

業務受託者は業務を実施するにあたり、必要に応じて誘導員を配置するなど、市民や村民、業務受託者等の安全確保を図るものとする。

(7) 資機材等

業務を実施するにあたり必要な資機材等は、業務受託者にて準備すること。

(8) 貸与資料

業務を実施するにあたり対象橋梁に係る下記の資料を貸与する。

- ① 過年度点検結果
- ② 橋梁台帳
- ③ 道路台帳
- ④ 過去に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」
- ⑤ 過去に実施した補修設計成果
- ⑥ その他業務において必要となるもの

(9) 連絡系統

本業務は「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の取組の一環として行われる業務であり、1市3村が水平連携により業務を実施するものである。

そのため、業務全体に関わる調整事項の窓口は宇陀市であるが、計画更新業務、橋梁定期点検業務、補修設計業務、発注者支援業務、施工監理業務の各業務において、曾爾村、御杖村、東吉野村と個別に調整が必要な場合は、各村の担当者と適宜調整すること

と。

(10) 業務要求水準書に記載のない事項への対応

本業務の実施にあたり、本業務要求水準書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、1市3村と業務受託者の協議のうえ決定するものとする。

2. 共通業務

(1) 業務目的

共通業務は業務全体のマネジメント、業務受託者による提出書類作成、1市3村や関係機関の調整等から構成される。業務を実施するため、構成員への業務割り当てを含めた体制の構築、各工種への適切な人員配置、業務実施のスケジュール管理、1市3村との協議・調整、各種計画書や実施報告書の提出を行う。

また、令和8年度まで1市3村がそれぞれで直接実施していた業務を引き継ぐための準備を含むものとする。

(2) 管理技術者の配置

業務全体の進捗や技術上の管理、1市3村への報告・協議、業務全体のマネジメントを行う責任者として、管理技術者を配置すること。

(3) 業務責任者及び照査技術者の配置

業務に関して現場の作業員の指揮、監督を行う責任者として、下表の資格要件を満たす各業務の業務責任者を配置すること。また、計画更新業務、橋梁定期点検業務及び補修設計業務については、下表の資格要件を満たす照査技術者を配置すること。そのほか、業務に応じて適切な人数の作業員を配置すること。なお、各業務の業務責任者と管理技術者の兼務は可能とする。

表 1 業務責任者及び照査技術者の配置要件

業務	業務責任者	照査技術者	資格要件	備考
計画更新業務	○	○	各業務について、業務責任者及び照査技術者として以下のいずれかの資格を有する者をそれぞれ配置すること。 ・技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造及びコンクリート） ・技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート） ・建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）で認定された技術管理者（登録部門「鋼構造物及びコンクリート」） ・RCCM（専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」）	・計画更新業務、橋梁定期点検業務、補修設計業務の業務責任者はそれぞれ兼務可能とする。 ・計画更新業務、橋梁定期点検業務、補修設計業務の照査技術者はそれぞれ兼務可能とする。 ・ただし、業務責任者と照査技術者の兼務は認めない。
橋梁定期点検業務	○	○		
補修設計業務	○	○		
発注者支援業務	○	－	各業務について、業務責任者として以下のいずれかの資格を有する者をそれぞれ配置すること。 ・技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造及びコンクリート） ・技術士（建設部門：鋼構造及びコンク	・発注者支援業務と施工監理業務の業務責任者は兼務可能とする。

業務	業務責任者	照査技術者	資格要件	備考
施工監理業務	○	—	リート) ・ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）で認定された技術管理者（登録部門「鋼構造物及びコンクリート」） ・ RCCM（専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」） ・ 1 級土木施工管理技士	

(4) 業務計画書の作成・業務報告

業務受託者は業務開始日前までに各業務の作業方針、工程表、実施体制等を記載した業務計画書を作成すること。また、下記に示す報告書を作成し、各年度に報告書として 1 市 3 村に提出すること。業務受託者が 1 市 3 村へ提出する書類、時期については下記のとおりとする。

計画更新業務、橋梁定期点検業務、補修設計業務、発注者支援業務、施工監理業務の各業務においては各自治体版の報告書を作成するものとし、宇陀市及び該当自治体にそれぞれ提出すること。なお、自治体間で共通する内容がある場合は、共通の報告書として取りまとめることよい。

また、提出物の詳細は各業務の業務要求水準を参照すること。

表 2 提出書類一覧

提出書類	対象自治体					提出時期
	共通	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	
業務計画書 （技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載する）	※1	●	●	●	●	業務開始日前まで （変更時は、変更業務計画書を提出する）
年度業務計画書 （該当年度における各業務の作業方針、工程表、実施体制等を記載する）	※1	●	●	●	●	計画該当年度が始まる 30 日前まで （変更時は、変更年度業務計画書を提出する）
共通業務報告書	※1	●	●	●	●	各年度の業務年度末※2 まで
計画更新業務報告書	※1	●	●	●	●	各年度の業務年度末まで
橋梁定期点検業務報告書	※1	●	●	●	●	各年度の業務年度末まで

提出書類	対象自治体					提出時期
	共通	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	
補修設計業務報告書	※1	●	●	●	●	各年度の業務年度末まで
発注者支援業務報告書	※1	●	●	●	●	各年度の業務年度末まで
施工監理業務記録（日報）		●	●	●	●	毎月 10 日（土日祝日の場合は直前の平日まで） ※施工監理業務を実施した月に限る
施工監理業務報告書	※1	●	●	●	●	業務終了時まで

※1 各自治体で共通する内容は、共通の書類として取りまとめることでよい。

※2 年度末とは、毎年度 3 月 20 日前後とする。

(5) 電子データの納品

本業務は、電子納品対象事業とする。電子納品とは、計画更新、橋梁定期点検、補修設計、発注者支援、施工監理などの各業務段階の年度ごとの成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面による署名又は押印の取り扱いについては、別途 1 市 3 村と協議すること。

(6) 事業計画の把握及び更新支援

1 市 3 村から示された橋梁定期点検、補修設計等業務及び工事に関する事業計画の内容・予算を把握し、事業の方針や条件等が不明確な場合には、その旨を 1 市 3 村に報告し、事業計画の調整・検討又はその更新を支援すること。

(7) 事業工程計画の提案及び進捗管理

業務受託者は（6）において内容の把握及び更新等を行った事業計画を踏まえ、事業全体に係る予算や想定されるリスク等の状況を把握し、効率的に事業が展開できるよう橋梁定期点検、補修設計等業務に関する事業工程計画を 1 市 3 村に提案すること。また、橋梁定期点検、補修設計等業務の事業工程計画や進捗状況等を踏まえ、工事全体の発注計画を 1 市 3 村に提案すること。

業務受託者は、以下に掲げる項目を考慮して事業工程計画を検討すること。

- ・ 事業期間を短縮するための方策
- ・ 対象事業の業務要求水準並びに目的物の機能及び性能の保持等に配慮しつつ、事業全体のコストを縮減するための方策

また、事業工程計画と実際の事業進捗状況を常に把握し、必要に応じて事業工程計画の見直しを支援すること。

(8) 定例会議の開催

業務を円滑に進めるためには、1市3村、業務受託者の確実かつ円滑な情報共有や業務改善を進めるための仕組みが必要であることから、定例会議を開催すること。会議の種類、目的、参加者、開催方法、頻度、実施時期等は業務受託者の提案によるものとし、1市3村と協議の上、決定する。

(9) 情報管理

年度毎の点検・補修設計・施工成果、長寿命化修繕計画の更新に関する情報の集約・蓄積を行う。また、必要に応じて情報の管理・更新を行う。

管理項目、伝達・記録・保存の方法、アクセス権限、廃棄方法、流出防止策等は業務受託者の提案によるものとし、1市3村と協議の上、決定する。

(10) 新技術の提案

業務の効率化・コスト縮減化を目指して、業務全体における新技術の活用提案に努めること。

3. 計画更新業務

(1) 業務目的

計画更新業務は、1市3村が管理する橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画の更新を行うことを目的とする。各市村は過去に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しているが、最新の橋梁定期点検結果と1市3村の現状をもとに、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。

(2) 対象橋梁

計画更新業務の実施時期、対象自治体及び対象橋梁数は下記のとおりとする。

年度	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	計
令和8年度	532橋	—	235橋	—	767橋
令和9年度	—	—	—	155橋	155橋
令和10年度	—	89橋	—	—	89橋
合計	532橋	89橋	235橋	155橋	1,011橋

(3) 業務計画

業務実施に際しては、業務内容及び既存計画等の状況を十分把握し、業務を実施するための基本方針、工程計画、作業体制について検討した上で、業務計画を作成し、「2. 共通業務 (4) 業務計画書の作成・業務報告」に示す業務計画書へ記載する。

(4) 過年度点検結果の精査、整理及び健全度算出

過年度の点検結果について、精査を行い点検結果の整合性について確認を行うものとし、橋種、建設年次、部材、路線、地域特性等により、損傷状況を整理し、健全度の算出を行うものとする。

なお、点検結果の内容に疑義が生じ、現地の再確認が必要となった場合については現地確認を行うものとする。

上記の橋梁について点検結果の精査を行った後、内容に修正の必要が生じた場合は、1市3村に確認の上、必要に応じて各市村が保有するシステムへデータの入力を行う。

(5) 各橋梁の劣化予測の更新

過年度の点検結果を使用し、橋梁毎にデータ分析を行い劣化予測式(劣化予測式については、部材毎(桁、床版、支承等)を作成する。また、当初計画策定時に定めた交通量・代替路の有無・橋長等を考慮した重要度を再精査するとともに、その結果と管理水準及び損傷度を橋梁長寿命化修繕計画に反映する。

(6) 対策工法及び概算工事費の算出

各橋梁における変状の種類、変状要因に対して実施する維持管理手法(対策の内容等)を踏まえ、橋梁別補修対策工を設定し、概算工事費を算出する。

(7) 長寿命化修繕計画の更新

各市村の対象橋梁について、長寿命化修繕計画(案)を作成する。とりまとめにおいては、当初計画策定時に定めた交通量・代替路の有無・橋長等を考慮した重要度の再精

査結果を踏まえた優先度評価により対策順位を決定すると共に、10年程度の実行計画を策定するとともに、50年程度の長期的なコスト見通しを示すこととする。なお、計画策定にあたっては、「対象施設」、「計画期間」、「対策優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と実施期間」、「対策費用」をとりまとめるものとする。

「対策費用」については、長寿命化修繕計画により得られるコスト縮減について、従来型の事後保全的な維持管理方法と比較し、その効果を明確にする。また、集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を明確にする。

(8) 公表資料作成

計画更新業務において策定された長寿命化修繕計画をホームページに掲載するためのデータを作成する。データの形式はPDFを標準とするが、協議により変更できるものとする。作成する公開用データは、維持管理の必要性について広く住民に理解してもらい、橋梁に関心を持ってもらえるよう出来るだけ専門用語を避け、平易に理解できる表現を用いるものとし、他自治体の公表例などを業務受託者において収集し、1市3村の承諾を得るものとする。

(9) 長寿命化システムデータベースの更新

検討結果を踏まえ、必要に応じて、各市村が保有するシステムにデータ登録を行うものとする。

(10) 報告書作成

計画更新業務において得られた成果について、報告書にとりまとめ、併せて概要版の作成を行うものとする。

(11) 打合せ協議

計画更新業務の打合せは、年度ごとに初回、中間（2回）、最終の計4回行うものとし、定例会議と併せて実施することができる。基本的に初回と最終は計画更新業務責任者が立ち会うものとする。なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出する。

(12) 成果品の提出

計画更新業務の成果品は、業務年度ごとに以下のものを提出する。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ア 報告書（全体） | 1部 A4版 宇陀市に提出 |
| イ 報告書（各自治体版） | 各1部 A4版 宇陀市及び各自治体に提出 |
| ウ 報告書（電子データ） | 各1部 CD-Rを各自治体に提出 |
| エ その他1市3村の指示した資料 | 1式 |

※電子データは、事前に最新版のウイルスチェックを行い、データの安全性を確認すること。

(13) その他の留意事項について

点検結果や補修実績からライフサイクルコスト低減等による効率的かつ持続可能な計画とするよう努めること。また、道路メンテナンス事業補助制度要綱（国土交通省）に基づき作成すること。

4. 橋梁定期点検業務

(1) 業務目的

橋梁定期点検業務は、1市3村が管理する道路橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、点検を行うものである。

(2) 対象橋梁

橋梁定期点検業務の実施時期、対象自治体ごとの対象橋梁数は下記のとおりとし、詳細は別紙1を参照すること。

橋梁長寿命化修繕計画の見直しや業務の履行状況により対象橋梁の変更、詳細な点検・診断の必要性が認められる場合は、各市村と協議のうえ決定する。点検・診断の項目や詳細調査が追加となった場合には設計変更の対象とする。

年度	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	計
令和8年度	106橋	28橋	49橋	100橋	283橋
令和9年度	57橋	21橋	38橋	—	116橋
令和10年度	127橋	—	55橋	28橋	210橋
合計	290橋	49橋	142橋	128橋	609橋

(3) 計画準備

ア 業務計画書作成

業務実施に際し、橋梁定期点検業務の内容を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制等について検討した上で、業務計画を作成し、「2. 共通業務 (4) 業務計画書の作成・業務報告」に示す業務計画書へ記載する。

また、対象となる橋梁の橋梁台帳や過去の点検結果、橋梁調書などの既存資料を収集し、点検を行う上で必要となる情報を収集する。既存資料や現地踏査から、対象橋梁が溝橋以外のカルバート及び特定の溝橋であることが判明した場合は、特定の溝橋として、点検要領に基づき点検を行う。

基本方針の検討では、近接目視を補完・代替・充実することを目的に新技術の利用を検討することとする。

検討に際しては、対象橋梁に対し、新技術が適用できると考えられる条件を整理するとともに、当該条件下で適用できると考えられる新技術の抽出を行った上で、利用を行うこととする。

新技術については、性能確認やコスト縮減効果等を検討した上で、1市3村と協議を行い、採用を行う。

イ 部材番号図の作成及び修正

点検要領に従い、部材番号図をMicrosoft Excelにて作成する。また、橋梁幅など構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図の修正を行う。

(4) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する。
また、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場概況を調査し、記録（写真撮影含む）する。

(5) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(6) 現地点検

ア 現地点検

点検要領に基づき現地点検を実施する。必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査を併用して行う。

落下する可能性がある損傷（コンクリートのうき・剥離）の点検は、打音検査又はその他適切な方法により行う。このとき外観や打撃時の濁音等より異常が確認された箇所に対して、たたき落としなど、コンクリート片の落下防止のための応急措置を行う。

腐食、防食機能の劣化、ボルトのゆるみなど、定期点検の過程で把握した損傷等のうち、道路橋本体や付属物等からの腐食片、部材片、部品等の落下につながるものや、その他目地材の劣化等に伴う落下について、落下の可能性があるものの除去、ボルトの締め直しなど、その場での応急処置が可能なものについては適切な措置を行う。

このほか、橋梁に付着している雑草や苔の除去、排水施設の土砂詰まりを解消するなど、橋梁を良好な状態にするように努めること。

また、狭隘部、水中部や土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料や落下防止ネットで覆われた部材等については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、1市3村と協議を行い、試掘や非破壊検査を行う。

イ 現地点検（画像計測技術を活用した点検）

第三者被害防止の観点から措置が不要と判断できる橋梁（部材）を対象に、ドローン（ロボットカメラ）による写真撮影、画像解析技術（AIを活用した損傷の検出）により、点検を実施する。また、ドローンを使用しない桁端部や橋面、高欄等の部材は近接目視により点検を行う。

画像計測技術については、以下の仕様を満足するものとする。

（ドローン技術）

- ・ 「点検支援技術性能カタログ（国土交通省、令和7年4月）」に記載されている技術であること。

（画像解析技術）

- ・ 「点検支援技術性能カタログ（国土交通省、令和7年4月）」に記載されている技術であること。
- ・ 写真のオルソ化（複数の写真を結合して1枚の画像にすること）ができること。
- ・ ひび割れ（最小幅 0.2mm）や剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰を検出可能であること。

- ・ 損傷図（CAD データ）を作成できること。

(7) 健全性の診断

点検要領に基づき、性能推定、健全性の診断を行う。

(8) 点検調書作成

点検要領で規定する様式（様式 1～4、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、部材番号図、損傷図、損傷写真帳等）の作成を行う。必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等へ反映を行う。

また、点検調書は、必要に応じて各市村が保有するシステムにデータ登録を行うものとする。

(9) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。また、併せて概要版の作成も行う。

(10) 打合せ協議

橋梁定期点検業務の打合せは、年度ごとに初回、中間（2回）、最終の計4回行うものとし、定例会議と併せて実施することができ、橋梁定期点検業務責任者が立ち会うものとする。なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出する。

(11) 成果品の提出

橋梁定期点検業務の成果品は、業務年度ごとに以下のものを提出する。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ア 報告書（全体） | 1部 A4版 宇陀市に提出 |
| イ 報告書（各自治体版） | 各1部 A4版 宇陀市及び各自治体に提出 |
| ウ 報告書（電子データ） | 各1部 CD-Rを各自治体に提出 |
| エ その他1市3村の指示した資料 | 1式 |
- ・ 点検関連資料（部材番号図、損傷図）のデータ一式（CAD等）
 - ・ 点検用記録様式1、様式2、様式3（様式4を除く）はXROADに登録するため1つのファイルに整理し、納品すること。
 - ・ 点検用記録様式1、様式2及び点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等についてはMicrosoft Excelで橋梁毎に整理を行い、納品すること。

※電子データは、事前に最新版のウイルスチェックを行い、データの安全性を確認すること。

5. 補修設計業務

(1) 業務目的

補修設計業務は、1市3村が管理する道路橋について、最新の基準に基づき、構造特性、施工性、経済性、維持管理などの観点から、最適な補修設計を行うことを目的とする。

(2) 対象橋梁

補修設計業務の実施時期、対象自治体ごとの対象橋梁数の予定は下記のとおりとし、詳細は別紙2を参照すること。

宇陀市において令和8年度に設計し当該事業年度に工事実施を予定している橋梁がある。当該橋梁は渇水期以降に工事が出来るように設計を行う。

橋梁長寿命化修繕計画の見直しや橋梁定期点検結果により対象橋梁の変更、補修項目の変更、詳細調査の必要性が認められる場合は各市村と協議のうえ決定する。対象橋梁や補修項目の変更、詳細調査が追加となった場合には、設計変更の対象とする。

年度	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	計
令和8年度	6橋	—	1橋	2橋	9橋
令和9年度	5橋	—	—	3橋	8橋
令和10年度	5橋	—	—	3橋	8橋
合計	16橋	—	1橋	8橋	25橋

(3) 前提条件

- ア 補修設計業務は、主桁・床版・支承部の補修の必要性に主眼をおいた現地での目視調査を予定している。ただし、業務内容に示す調査により橋梁全体（橋面、上部工、下部工）の損傷を確認するとともに、既存資料以外にⅡ判定以上と区分された場合、その損傷に対する補修設計も本業務に含むものとする。
- イ 長寿命化に配慮した補修設計を行うことを基本とするものであり、道路橋示方書の改定に伴う再設計や耐震補強に関する設計は、業務の対象外とする。
- ウ 契約履行期間の中で補修設計業務に先立ち、同一橋梁の橋梁定期点検業務を実施する場合、橋梁定期点検業務と補修設計業務の間で重複する作業（既存資料収集及び現地踏査、現地調査及び調査結果の分析の一部等）を極力併せて実施することで、業務の効率化を図ること。なお、上記にあたり、業務の実施方法や成果の取扱いについて、1市3村と協議の上、決定する。

(4) 計画準備

ア 現地踏査

担当技術者及び補修設計業務責任者等が現地踏査を行い、交通状況等の現地状況を把握した上で、補修設計業務全体の計画、現地調査計画等を立案し、業務計画書及び現地調査計画書を作成する。加えて、交通規制等が必要な施設については、関係機関協議資料を作成し、関係機関との協議を行い、1市3村に報告するものとする。

イ 資料収集、整理

1市3村から貸与された対象橋梁に関わる既存資料を整理し、必要な項目を補修設計業務に反映させる。また、その他資料（竣工図面等）が必要となった場合には、直ちに1市3村に資料借用の依頼を行い、速やかな業務の履行に努める。

(5) 形状寸法調査及び形状寸法図作成

橋梁一般図及び変状図作成に必要な主要構造寸法及び部材寸法の計測を行う。また、計測結果をもとに橋梁一般図、構造図等を作成する。

既存資料と現地の整合性を確認し、橋梁一般図、構造図等を作成する。

(6) 現地調査

ア 目視調査

過去の点検結果を参考に、近接目視を基本とした損傷状況の確認を行う。損傷状況の確認は、過去の点検時からの損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計に必要な情報を補うことを目的として行う。

なお、目視調査は梯子や脚立等を用いて可能な限り部材に接近して行うことを原則とする。

イ 試料採取及び分析試験

対象橋梁の点検結果に基づき、損傷箇所等の点検及び補修設計に必要な調査を行う。調査前には、調査位置や調査範囲を示した調査計画書を作成してから調査を実施し、調査後、結果のとりまとめを行う。

なお、調査計画作成時には現況を十分に把握した上で、現地の状況を踏まえた適切な安全対策を講じ、交通利用者及び点検員の安全性確保に十分配慮すること。

※塗膜剥離剤試験施工：施工実績や有効性、経済性等の観点から、最適と思われる塗膜剥離剤を5種類選定し、現地で試験施工を行うものである。試験施工の結果、各塗膜剥離剤の有効性を確認し、工事で採用する塗膜剥離剤を選定する。なお、施工面積は0.5×0.5mを想定しているが、現地形状を確認し、1市3村と協議の上、施工面積を決定すること。また必要であれば分析試験を実施し有害物質の調査を行う。

(7) 調査結果の整理・分析

現地調査で確認した損傷状況のとりまとめを行い、損傷の発生規模を整理した上で、損傷の発生要因の分析を行う。現地調査については、下記のことを留意すること。

ア 安全対策

現地調査に際しては、事前に現地調査実施計画書を提出するものとし、現地調査員だけでなく、住民、歩行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。

イ 土地の使用、立ち入り等

現地調査作業のために第三者の土地を一時使用するとき、もしくは樹木や垣・柵等を取り除くときは、その所有者又は管理者に対して1市3村がその承諾を得た後に行わ

なければならない。

また、万一、第三者所有の工作物を破損した場合は、第三者との協議により、速やかに現状復旧を行うものとする。

ウ 緊急事態の報告義務

調査の結果、損傷度が高く、早急に通行規制などの対応が必要な箇所が発見された場合には、遅延なく1市3村に報告しなければならない。

(8) 補修設計の対象部材・損傷の抽出

既存資料の収集・整理、現地調査結果をもとに、建設時の性能に回復させるために補修対策が必要と考えられる部材・部位・損傷を抽出し、設計範囲を明確化する。

(9) 補修設計

設定した設計範囲に対し、対策工法の検討、設計図作成、数量計算を行う。

対策工法の検討：

「(8) 補修設計の対象部材・損傷の抽出」で抽出した損傷に対し、損傷の発生要因を排除することを念頭に置いて対策工法を検討する。対策工法の選定においては、現在確立されている工法の中からライフサイクルコストを最小化することができるなど、最も適切な工法を選定することに留意する。なお、工法の選定にあたっては、新技術・新工法についても検討を行うこと。

また、選定した対策工法の詳細構造を決定するための設計を行う。

設計図作成：

橋梁の補修一般図を作成するとともに、工事発注に必要となる各補修対策工の詳細図面を作成する。

数量計算：

工事発注に必要となる各補修対策工の数量をとりまとめ、数量算出要領に準拠した項目毎に整理する。

ア 補強工設計（コンクリート橋）

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計計算、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補強工法は、RC 増厚工、鋼板接着、炭素繊維接着、プレストレス導入工又はこれに類する補強とする。

なお、設計計算とは、耐力を回復させるために実施する設計計算であり、耐震補強などを目的とした設計計算は含まないものとする。

イ 補強工設計（鋼橋上部工）

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計計算、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補強工法は、鋼部材取替、当て板補強（断面計算有り）、ストップホール、ボルト取替（設計計算有り）又はこれに類する補強とする。

なお、設計計算とは、耐力を回復させるために実施する設計計算であり、耐震補強などを目的とした設計計算は含まないものとする。

ウ 補強工設計（コンクリート床版）

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計計算、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補強工法は、RC 増厚工、鋼板接着、炭素繊維接着、縦桁増設又はこれに類する補強とする。

なお、設計計算とは、耐力を回復させるために実施する設計計算であり、耐震補強などを目的とした設計計算は含まないものとする。

エ コンクリート補修設計（上部工）（下部工）

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補修工法は、ひび割れ補修工、断面修復工又はこれに類する補修とする。

オ コンクリート表面処理設計（上部工）（下部工）

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補修工法は、表面被覆工、表面含浸工、はく落防止工又はこれに類する補修とする。

カ 鋼部材補修設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補修工法は、当て板補強（断面計算無し）、金属パテ材・エポキシ樹脂材等による断面修復工、ボルト取替（設計計算無し）又はこれに類する補修とする。

キ 鋼橋塗装設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

劣化した防食機能を回復させるものであり、塗装仕様や範囲の検討を行う。

ク 橋面設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

防水工法選定（シート、塗膜）の検討、橋面排水設計、舗装設計を行う。

ケ 伸縮装置補修設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計計算、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

構造部材の設計計算が必要となる鋼製フィンガージョイントへの取替を想定しており、取付け構造（アンカー、後打ちコンクリート）の設計を含む。

コ 高欄・防護柵補修設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び

報告書作成を行う。

高欄・防護柵の取替設計であり、定着部の照査を含む。

高欄・防護柵の塗装塗り替え設計、高欄・防護柵の鋼材部補修設計、コンクリート補修設計を行う。

サ 支承防錆設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

最適な防食手法（塗装、金属溶射等）を選定し、詳細な仕様の検討を行う。

シ 支承取替設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計計算、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

支承本体設計のほか、仮設計画設計、主桁本体の施工時補強設計を行う。

ス 排水装置補修設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

排水装置の新設設計（補修設計）を行う。使用材料の選定にあたっては、材質に留意すること。

セ 施工計画

施工計画として、工程計画、施工要領、施工計画図・数量計算の作成を行う。

ソ 概算工事費算定

補修数量、施工計画をもとに、概算工事費の算定を行う。

(10) 設計協議

設計協議は、業務計画書提出時、中間打合せ時（調査計画書作成時、現地調査完了時、補修設計時）、成果品納入時の計5回行うものとし、定例会議と併せて実施することができる。打合せ時は補修設計業務責任者が立ち会うものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出する。

(11) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。また、併せて概要版の作成も行う。

なお、成果品は「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」及び「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）（奈良県）」に基づいて作成した電子データを、従来式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め、2部提出するとともに製本版2部（報告書（ファイル綴じ）及び図面（A3縮小版））を納品する。

(12) 照査

ア 基本条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集・把握しているか確認を行い、その内容が適切であるか、照査を行う。

イ 支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか、照査

を行う。

- ウ 設計方針及び設計手法が適切であるか、照査を行う。設計計算書、設計図、概略工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(13) 成果品の提出

補修設計業務の成果品は、業務年度ごとに以下のものを提出する。

- ア 報告書（全体） 1部 A4版（チューブファイル綴じ）宇陀市に提出
- イ 報告書（各自治体版） 各1部 A4版（チューブファイル綴じ）宇陀市及び各自治体に提出
- ウ 設計図（全体） 1部 縮小版（背貼製本）宇陀市に提出
- エ 設計図（各自治体版） 各1部 縮小版（背貼製本）宇陀市及び各自治体に提出
- オ その他1市3村の指示した資料 1式
- ア 電子データ（報告書・設計図） 各1部 CD-Rを各自治体に提出

※電子データは、事前に最新版のウイルスチェックを行い、データの安全性を確認すること。

6. 発注者支援業務

(1) 業務目的

発注者支援業務は、1市3村が行う工事の契約に関わる実施設計書、数量計算書、特記仕様書等から構成される図書（以下、「契約関係図書」という。）の作成や、1市3村が工事を発注するにあたり必要な積算業務の支援から構成される。

(2) 対象橋梁

発注者支援業務の実施時期、対象自治体ごとの対象橋梁数の予定は下記のとおりとし、詳細は別紙3を参照すること。なお、橋梁長寿命化計画の見直しや橋梁定期点検結果により対象橋梁を変更する場合がある。

年度	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	計
令和8年度	6橋	—	4橋	1橋	11橋
令和9年度	5橋	—	2橋	3橋	10橋
令和10年度	5橋	—	2橋	2橋	9橋
合計	16橋	—	8橋	6橋	30橋

(3) 契約関係図書の作成支援

業務受託者は、1市3村が橋梁補修工事を発注するにあたり必要な契約関係図書の作成支援を行う。作成書類は以下に示す書類を基本とし、1市3村と協議の上、決定すること。また成果品を納入する時期についても、各市村と協議を行うこと。

- ア 実施設計書
- イ 数量計算書
- ウ 設計図面
- エ 特記仕様書
- オ その他必要な書類

(4) 仕様書作成業務

業務受託者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、また積算に用いる現場条件について1市3村の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に1市3村と内容を協議の上、行うものとする。

本業務の実施より前に補修設計が完了しているものについて、積算に必要な現場条件等の調査とともに設計の見直しが必要であれば、合わせて行うこと。

ア 数量総括表の作成

業務受託者は、現場条件等を踏まえて、仕様書としての数量総括表（数量計算書）を作成する。

イ 設計図面の作成

業務受託者は、現場条件等を踏まえて、仕様書としての設計図面を作成する。

ウ 積算

業務受託者は、1市3村が橋梁補修工事を発注するにあたり、設計成果物に基

づいて、工事発注のための下記書類を作成する。なお、作成する書類は1市3村と協議の上、決定すること。

積算の結果が工事の予算と大幅に異なる場合は、その結果を1市3村に報告し、工事内容や積算の見直しについて協議を行う。

- a. 積算資料（基準書の写し等）
- b. 積算根拠資料（単価、歩掛等の資料）
- c. 積算システムによる設計書（使用するシステムの種類は問わない）
- d. その他必要な書類

(5) 打合せ協議

発注者支援業務の打合せは、年度ごとに初回、中間（2回）、最終の計4回行うものとし、定例会議と併せて実施することができる。打合せには、発注者支援業務責任者が立ち会うものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出する。

(6) 成果品の提出

発注者支援業務の成果品は、業務年度ごとに作成した契約関係図書を取りまとめて提出する。

- ア 報告書（全体） 1部 A4版 宇陀市に提出
- イ 報告書（各自治体版） 各1部 A4版 宇陀市及び各自治体に提出
- ウ 報告書（電子データ） 各1部 CD-Rを各自治体に提出
- エ その他1市3村の指示した資料 1式

※電子データは、事前に最新版のウイルスチェックを行い、データの安全性を確認すること。

7. 施工監理業務

(1) 業務目的

施工監理業務は、1市3村が発注する工事について、契約関係図書及び施工計画に基づき、工程・品質・安全を適切に管理し、円滑な工事進捗を確保することを目的に実施する。工事発注者である1市3村と請負契約を締結した法人等である工事請負者（以下、「工事請負者」という。）との協議や現場確認を通じて、設計条件や施工状況の適合性を確認し、必要な改善策や調整を提案する。また、検査・立会い・設計変更支援等を実施し、1市3村の技術的判断を補助することで、公共工事の品質確保と効率的な事業推進を支援する。

(2) 対象橋梁

施工監理業務の実施時期、対象自治体ごとの対象橋梁数の予定は下記のとおりとし、詳細は別紙3を参照すること。なお、橋梁長寿命化計画の見直しや橋梁定期点検結果により対象橋梁を変更する場合がある。

年度	宇陀市	曾爾村	御杖村	東吉野村	計
令和8年度	6橋	—	4橋	1橋	11橋
令和9年度	5橋	—	2橋	3橋	10橋
令和10年度	5橋	—	2橋	2橋	9橋
合計	16橋	—	8橋	6橋	30橋

(3) 業務実施体制

施工監理業務責任者を1名配置するとともに、施工監理業務の実施に際して必要な担当技術者を配置すること。

なお、施工監理業務責任者及び担当技術者の専任・常駐は不要であるが、緊急対応が必要な事象が発生した場合に、施工現場に2時間以内を目安に到着できるような業務実施体制を確保すること。なお、事象発生時においてやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(4) 契約関係図書の内容把握

業務受託者は工事の契約関係図書及びその他契約の履行上必要な事項を把握すること。

(5) 工事の内容・工程の把握及び進捗管理

業務受託者は、施工監理業務の対象となる工事の実施に関し、工事請負者から提出される工事報告書等をもとに工事の内容や工程、品質、その他工事に関する事項を把握するとともに、検査時期、引渡し時期を把握すること。

業務受託者は、予定した工程が著しく遅れることが予想される工事がある場合には、当該工事請負者と工程について協議の支援を行うこと。

業務受託者は、工事の進捗が施工計画書で定めた工程計画から大きく外れている場合には、当該工事請負者から事情を把握し、全体工事工程の最適化を図るための改善

策を検討し、その結果を1市3村に報告すること。

(6) 事前調査

業務受託者は、工事請負者が行う下記の事前調査業務について、必要な場合、1市3村による確認を支援すること。

- ア 工事基準点の指示や現地測量
- イ 既設構造物の把握
- ウ 工事区域用地の把握
- エ その他必要な事項

(7) 施工計画書の内容把握

業務受託者は、工事請負者から提出された施工計画書により、施工計画の内容や現場における施工体制を把握すること。

(8) 契約関係図書に基づく指示、承諾等

業務受託者は、1市3村と工事請負者が実施する打合せ、現場立会に参加すること。

また、工事請負者が提出する工事打合せ簿を事前に確認し、契約関係図書に示された、1市3村が工事請負者に対して行う「指示・協議・通知・承諾・報告・受理・その他」について、主に支援を行い、必要に応じて実施すること。

(9) 工事施工状況の把握及び確認

ア 品質の管理

業務受託者は、契約関係図書に示された各施工段階において、1市3村が行う臨場等による確認（段階確認）を実施すること。

不可視部分や重要構造物の段階確認等について速やかに1市3村に報告すること。また、工事契約上重大な事案が発見された場合は、遅滞なく1市3村に報告すること。

イ 工事監理

以下に掲げる項目について、現地確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計等）の作成を行い、その結果を1市3村に報告すること。

- ・ 契約関係図書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
- ・ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
- ・ 設計図書の表示が明確でない場合
- ・ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ・ 契約関係図書で明示されていない施工条件について、予期することの出来ない特別な状態が生じた場合
- ・ 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合

(10) 工事施工の立会、指定材料の確認等

業務受託者は1市3村と協力し、契約関係図書で工事発注者の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、立会うこと。

また、契約関係図書で委託者（1市3村）の試験もしくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は委託者（1市3村）の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の検査を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、検査を実施すること。

(11) 設計変更の検討

業務受託者は、施工監理業務の対象となる工事において設計内容の変更が必要となった場合には、工事請負者が行う設計変更協議、修正設計内容及び1市3村が検討する設計変更案が妥当なものであるか確認すること。なお、設計変更手続きの要否は、1市3村が判断する。

設計変更手続きが必要な場合には、図面、数量、積算資料、積算根拠資料、工程表等の工事請負者との協議資料を作成し、契約関係図書の変更等の1市3村の変更業務を支援すること。

(12) 工事関係者に関する措置要求

業務受託者は、1市3村が工事関係者に対する措置を請求・協議する場合には支援すること。

(13) 工事間の調整

業務受託者は、複数の工事の調整が必要な場合には、施工監理業務の対象となる工事の円滑な進捗状況を確保するため、工事の工程等の技術的観点からの調整案を提案し、1市3村が行う調整を支援すること。

(14) 検査書類、竣工図書、竣工図面の確認

業務受託者は、工事の完成検査に立ち会い、契約関係図書により提出を義務付けられた資料、検査に必要な書類及び資料等の内容について契約関係図書に照らして確認し、その結果を1市3村に報告すること。

(15) 発注者検査（完成、部分払、中間技術検査）

業務受託者は、1市3村の検査職員が行う中間技術検査、技術検査を伴う部分払検査（完済部分検査を含む。）、完成検査等に臨場し、支援すること。

(16) 関係者調整

工事請負者との調整や関係機関に対する諸手続き、調整及び地元協議・住民説明が必要な場合は、協議資料の作成や協議への出席等をもって、1市3村を支援すること。

(17) 打合せ協議

施工監理業務の打合せは、年度ごとに初回、中間（2回）、最終の計4回行うものとし、定例会議と併せて実施することができる。打合せには、施工監理業務責任者が立ち会うものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出する。

(18) 施工監理業務記録及び施工監理業務報告書の作成

業務受託者は、施工監理業務計画書にしたがって業務の記録を作成し、監理業務記録

として毎月 10 日までに 1 市 3 村に提出すること。なお、施工監理業務を実施していない月はこの限りではない。

また、業務終了時には、施工監理業務報告書を 1 市 3 村に提出すること。

(19) 施工監理業務の対象工事が履行期限内に完了しない場合の措置

施工監理業務の対象となる工事が本業務の履行期限内に完了しない場合は、1 市 3 村と業務受託者による協議のもと、本業務の変更等により施工監理業務を継続することができるものとする。

各年度の施工監理業務の対象となる工事が業務年度内に完了しないことが予想される場合は、毎年度 12 月までに 1 市 3 村に報告すること。また、最終年度については、令和 10 年 9 月までに 1 市 3 村に報告すること。